

(勤勞所得の場合には百分の六より百分の十へ)及び免税  
點又は基準控除額の引下(勤勞所得の場合には七百二十  
圓より六百圓へ)が行はれるが、之と共に扶養家族控  
除の恩典は擴充される。

即ち扶養家族控除は現行の一人に付年十二圓(月一  
圓)を年二十四圓(月二圓)に改むる外、扶養家族中子  
五人以上ある時は右控除額は年三十六圓(月三圓)に引  
上げられる。尙扶養家族の控除は綜合所得税を納むる  
者の分類所得税についても認められることとなる。

### 恩給法中改正法律案に於ける遺族員數 に因る加給制度の制定

また恩給法中改正法律案要綱は左の如くで、第三項  
は人口政策的考慮を加味せるものとして注目される。

### 恩給法中改正法律案要綱

一 戰務加算は現行法に於て戰地戰務加算一月に付三  
月、戰地外戰務加算一月に付一月を加算すとあるを  
戰地と戰外地とを問はず何れの地域に於ても戰務の  
内容に依り一月に付三月以内にて適當なる加算を  
爲し得ることにせんが爲戰地戰務と戰地外戰務との  
區別を廢し一月に付三月以内の加算を爲すことに改  
むること

二 左の遺族扶助料は一定額以下のものに付相當増額  
すること

- 1 戰闘公務死に因る扶助料
  - 2 普通公務死に因る扶助料
- 三 遺族扶助料の遺族の員數に因る加給額は現行法に  
於ては三人以上五人迄は順次累増し六人以上は五人

の場合と同額なるも六人以上に付ても其の員數に應  
じ増額することに改むること

### 拓務省の滿洲開拓第二次五箇年計畫 要綱の發表

二十箇年百萬戸五百萬人入植を目標とする滿洲開拓  
移民政策は昭和十六年を以てその第一期五箇年計畫を  
終了し、十萬戸入植豫定に對して八萬一千餘戸送付と  
いふ概ね順調な實績を擧げたが、拓務省に於ては第二  
期五箇年計畫を立案、昭和十七年一月六日の閣議は之  
を正式決定、同日上奏御裁下をも得て、その要綱を發  
表した。之を掲ぐれば次の如くで、第一期計畫を通じ  
累計三十萬戸の送付を目標としてゐる。

### 滿洲開拓第二次五箇年計畫要綱

#### 方針

滿洲開拓政策第二期五箇年計畫は東亞共榮圈内に於  
ける大和民族の配分布置の基本國策に照應し廿箇年百  
萬戸計畫の開拓政策基本要綱に則り更に第一期五箇年  
計畫の實績に鑑み現下の戰時態勢に即應し日滿兩國一  
體的重要國策たる使命を更に昂揚し特に日本内地人  
開拓民を中核とする民族協和の確立達成、東亞防衛に  
おける北方據點の強化、滿洲農業の改良發達及び増産  
促進に重點を指向して之が策定を爲すものとす。

#### 要領

一 第二期五箇年計畫は廿箇年百萬戸計畫を基準とし  
第一期計畫を通じ累計卅萬戸に達せしむるを自途とし  
昭和十七年度以降五箇年間に一般開拓民、義勇隊  
開拓民を含め廿二萬戸を計畫目標とす、青年義勇隊

に付ては十三萬人を計畫目標とす。

二 第二期五箇年計畫の遂行に當りては一貫せる脈絡  
の下に各關係機關をしてその綜合的機能の發揮に遺  
憾無からしむると共に地方指導力の鞏化を期するも  
のとす。

三 開拓民に就ては日滿兩國を通ずる適正なる農村人  
口の維持培養を自途とし農村の再編成を主眼とする  
分村計畫に依るを原則とし母村と分村、府縣と省縣  
との精神的、社會的、經濟的連繫の緊密化を圖ると  
共に之が送付の計畫的且確實なる完遂を期するもの  
とす。時局の進展に基く歸農開拓民に付ては之が保  
護斡旋に付き特別の考慮を拂ふものとす。

四 青年義勇隊に付ては郷土部隊編成を一層計畫的  
ならしめ之が訓練内容及施設の改善充實を圖るもの  
とす。

五 女子に付てはその積極的進出を促進する爲女子一  
般に對する啓蒙宣傳及教育を更に徹底せしめ女子訓  
練施設を整備充實し速急に開拓民配偶者の確保を圖  
るものとす。

六 開拓民指導者の養成確保に付ては速急に之が養成  
機構を整備すると共に特に青年義勇隊員中より之が  
適格者を簡拔し養成するの方途を講ずるものとす  
保健畜産指導員に付てはその補充に關し一層有效な  
る方途を考究するものとす。

七 開拓地農法改善に付ては既定方針に則り之が普及  
徹底の積極化に付き特段の措置を講ずるものとす。

八 開拓地の設定に付ては綜合立地計畫並に國防上の  
要請を勘案すると共に入植の實施は可及的集約的且  
效率的ならしむるものとす之が爲適地調査の能率化

と土地改良事業の積極化とを圖ると共に之に要する資金、資材、技術等の供給に付日本側において更に積極的に協力するものとす。尙開拓鐵道、軌道、道路、運河及び通信の施設を計画的に實施すると共に武器及び警備施設を充實し以て國防増産の一體的推進に努むるものとす。

九 開拓民に對する日滿兩國政府補助に付ては現下の經濟的諸條件に即應せしむると共に開拓地の立地條件と建設經營の難易等を勘察し補助の適正を期するものとす。

十 滿洲拓植公社の資本金に付ては開拓の進捗に伴ひ所要の増額を行ふことを考慮すると共に資金調達を圓滑ならしむるため日滿兩國政府に於て適當なる方途を講ずるものとす。

十一 開拓用資材に付ては之が確保及び輸送の優先を期するため特段の處置を講ずるものとす。

十二 開拓地に於ける保健、衛生、教育、文化等の諸施設を改善充實し以て開拓民の生活の安定向上を期するものとす。

十三 日本馬移植計畫を本計畫に即應し積極化すると共に日本馬の現地生産に付ても一段の考慮を拂ふものとす。

備考

本計畫の實施に當りては各年度における勞務、資金、資材等の實情を勘察し實行計畫を策定するものとす。

### 結婚報國懇話會の設立

特に結婚に關する諸般の促進施設及び啓蒙方策を通

じて時局下人口政策遂行に寄與せんことを目的とし厚生省人口局の主動後援により昭和十七年一月結婚報國懇話會の設立を見たが、その設立趣意、會則、役員及び事業計畫等を掲ぐれば以下の如くである。

#### 結婚報國懇話會設立趣意書

現下の非常事態を突破して大東亞戰爭を完遂し大東亞共榮圈を確立せんが爲には我が國人口の急激にして且永續的なる發展増殖と其の資質の飛躍的なる向上を喫緊の急務とす従つて政府に於ては養に人口政策確立要綱を決定し銳意之が實現に邁進せられつつあり

然るに人口増強の根幹たる結婚に付ては男女共今尙個人主義的結婚觀に捉はれ或は迷信に惑はされ徒らに婚期を失し一般社會亦結婚の國家的民族的的重要性に對する認識薄く之が成立斡旋に付ては概ね個人的私事として放任せられ爲に時局の推移に伴ふ諸條件の累増に依り男女の婚期は益、遅延の傾向にあるは我が國人口政策上憂慮に堪へざる所にして官民一致協力して之が促進の爲適當なる方途を講ずるは刻下の急務なりと謂ふべし茲に結婚報國懇話會を設立して人口政策確立要綱の趣旨に則り結婚促進の一大國民運動の推進力となり結婚に關する正しき思想の普及に努め個人を基礎とする結婚觀を排し家と民族とを基礎とする結婚觀の確立徹底を圖ると共に結婚獎勵上必要なる事業を行ひ以て政府に協力して時局下人口政策遂行に寄與せんとす。

#### 結婚報國懇話會會則

第一條 本會は結婚報國懇話會と稱す

第二條 本會は事務所を厚生省人口局母子課内に置く

第三條 本會は結婚獎勵に關し必要なる事業を行ひ政府の施設と相俟つて結婚を促進し我が國人口の増強に寄與することを以て目的とす

第四條 本會は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 結婚報國思想の啓發
- 二 適齡結婚及健康結婚の獎勵
- 三 結婚斡旋の獎勵
- 四 結婚斡旋機關の設置獎勵及相互の聯絡
- 五 結婚行事の改善
- 六 結婚に關する迷信の打破
- 七 關係團體との聯絡協調
- 八 結婚問題に關する調査研究
- 九 其の他本會の目的達成に必要な事業

第五條 本會に左の會員を置く

- 一 正會員 結婚の獎勵、指導又は斡旋を目的とする團體又は施設の役職員にして本會の趣旨に賛同し參加する者
- 二 特別會員 結婚に關し學識經驗を有する者にして本會の趣旨に賛同し參加する者
- 三 名譽會員 本會に特に功勞ありたる者
- 五 維持會員 本會に對し千圓以上寄附したるもの
- 五 贊助會員 本會に對し百圓以上寄附したるもの

第六條 本會に左の役員を置く

- 會長 一名
- 理事 若干名 (内一名を理事長、二名を常務理事とす)
- 監事 若干名
- 評議員 若干名

右の外顧問若干名、參與若干名を置くことを得